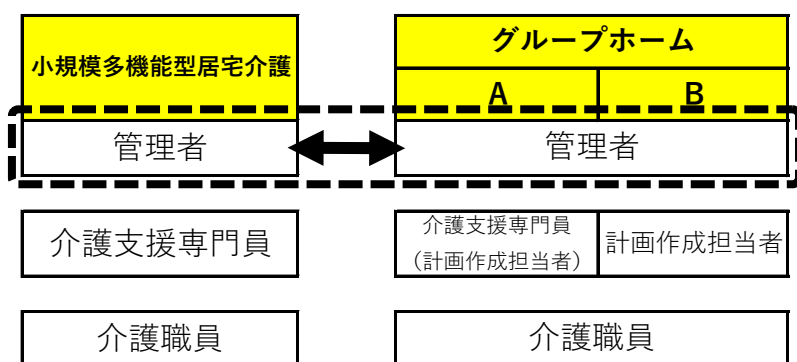


## 同一建物内における取扱いについて

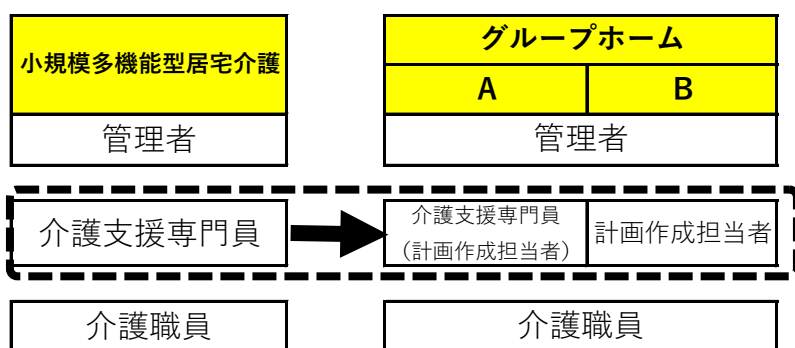
認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護を併設した際の人員基準の取扱いについて、例示しています。兼務等については、業務に影響のない範囲において認められているものです。詳細等につきましては、担当課までご確認ください。

### 【管理者について】



※双方の事業所が併設されている場合には、管理業務に支障がない範囲において管理者を兼務することができます。

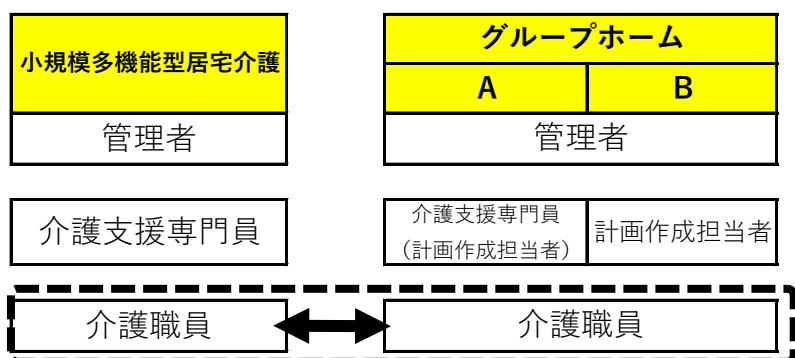
### 【介護支援専門員について】



※それぞれの施設に専らその職務に従事する計画作成担当者を置く必要がありますが、非常勤職員でも可能であるため、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行うことができる場合は、非常勤で勤務する以外の時間帯においてグループホームの計画作成担当者として勤務することも可能です。(ただし、この場合、介護保険法上の「兼務」とは言いません。)

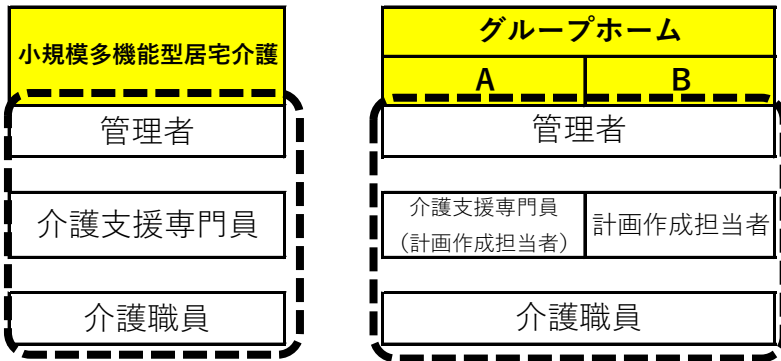
小規模多機能型居宅介護に介護支援専門員が配置されている場合、グループホームに介護支援専門員を配置しないこともできますが、その場合、グループホームの双方のユニットに研修を終了した計画作成担当者を配置してください。

### 【介護職員について】



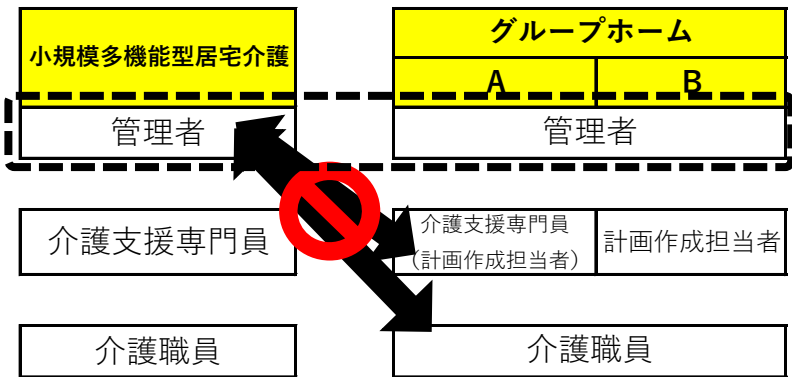
※双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。

**【同一施設（ユニット）について】**

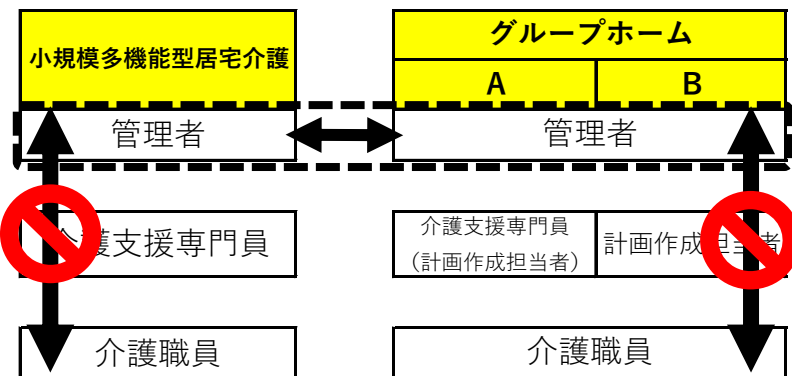


※同一施設内においては、業務に支障のない範囲において、職務を兼務することができます。

**【兼務ができないもの】**



※管理者のように管理者要件がある職種については、管理者のみを兼務する場合を除き、事業所間（ユニット間）の職務の兼務はできません。



※2つの事業所の管理者となる場合は、他の職務の兼務はできません。